

Qumu Cloud Platform 取引条件 (Terms & Conditions for Qumu Cloud Platform)

(日本版 20161101)

1. 解釈

1.1 本契約においては、本項の定義及び解釈規則が適用される。

本契約 (Agreement) : 本サービス及び/又は本専門サービスについて規定した文書 (本取引条件 (Terms & Conditions for Qumu Cloud Platform)、本注文書及び本専門サービスの作業明細書を含む) 及び当該文書に基づく両当事者間の契約。

バックアップ・ポリシー (Back-Up Policy) : www.qumu.com/legal 又は時宜に応じて本顧客に通知されるその他のウェブサイト・アドレスに掲載されるポリシー。

営業日 (Business Day) : 土曜、日曜、日本国の祝日及び V-cube の休業日を除くあらゆる日。

キャパシティ (Capacity) : 本顧客に提供され、もしくは本顧客により使用され、又は第 3 項にしたがって増やされる本注文書に記載された帯域幅及びストレージの容量。

本顧客 (Customer) : V-cube に提出される本注文書において「顧客 (customer)」として引用される者。

本顧客データ (Customer Data) : 本ユーザーによって、又は本顧客のために QUMU 及び/又は V-cube によって、本顧客が本サービスを利用するために、入力されるコンテンツ、データ、又はその他の資料。

機密情報 (Confidential Information) : 専有又は機密であり、明確にそのように表示されるか、又は第 11 項において機密情報として特定されている情報。

本説明文書 (Documentation) : (i) 本サービスの説明及び利用方法が記載され、(ii) www.qumu.com/legal 又は本顧客に適宜通知されるその他のウェブアドレスを通じてオンラインで、QUMU 及び/又は V-cube によって提供される文書。

本料金 (Fees) : 本注文書記載されている本顧客が支払義務を負う利用料金及びその他の全ての料金。

本契約期間 (Fixed Term) : 本注文書に記載されている本契約の契約期間。

知的財産権 (Intellectual Property Rights) : 全ての特許、発明についての権利、実用新案、著作権及び関連する権利、商標、サービスマーク、商号、ビジネス名称、ドメイン名、営業権、パッシングオフに関して訴訟を提起する権利、不正競争に関する権利、デザインについての権利、コンピューター・ソフトウェアについての権利、データベース権、著作権者人格権、機密情報 (ノウハウ及び営業秘密を含む) についての権利、その他のあらゆる知的財産権。いずれの場合も、登録の有無を問わず、かかる権利の全ての出願及び更新又は延長を含み、世界中のあらゆる場所のこれらに類似し又は相当する権利又は保護形態を含む。

本メンテナンス (Maintenance) : 本サポート・ポリシーに従う、本サービスに関連するメンテナンス。

本注文書 (Order Form) : 本サービス及び/又は本専門サービスに関する本顧客の具体的な注文内容が記載された、QUMU 及び/又は V-cube が指定する様式の文書。

本支払期日 (Payment Date) : 本注文書に支払期間として指定されている各期間の最初の営業日。

本専門サービス (Professional Services) : 正式な締結された作業明細書にしたがって、提供される本専門サービス (もしあれば)。

QUMU : 本サービス及び本専門サービスの開発元である Qumu Inc. (米国法人)。

本サービス (Services) : プレゼンテーション動画の取り込み、作成、共有、視聴及び管理、適用される本説明文書へのアクセスを行うことができるクラウド型動画プレゼンテーション・ソフトウェア・プラットフォーム (「Qumu Cloud Platform」) のサブスクリプション・サービスで、詳細は本注文書に規定される。誤解を避けるべく明記すると、「本サービス」には、本専門サービスは含まれない。

本ソフトウェア (Software) : 本サービスの一部として提供されるソフトウェア。

本利用料金 (Subscription Fees) : 本サービスを利用し、本メンテナンス及び本サポートを受けるための権利について、本顧客が支払義務を負う本注文書に記載されている料金。

本利用期間 (Subscription Period) : 本契約に基づき本顧客が本利用料金及びその他のあらゆる本料金を支払った期間。

本利用開始日 (Subscription Start Date) : 本注文書において指定される日。

本サポート (Support) : 本サポート・ポリシーにしたがって提供されるサポート。

本サポート・ポリシー (Support Policy) : 本サービスに関連して本サポート及び本メンテナンスを提供するための QUMU 及び/又は V-cube のポリシーで、www.qumu.com/legal 又は時宜に応じて本顧客に通知されるその他のウェブサイト・アドレスに掲載されるもの。

税金 (Tax) : 本顧客への本サービス及び/又は本専門サービスの提供について法律に基づき課せられる物品販売税、使用税、付加価値税又はこれらに類する税金。

本ユーザー (User) : 本ユーザー ID が割り当てられ、本サービスの利用を通じて安全に動画コンテンツをアップロードする権限を与えられた、本顧客の従業員、代理人及び独立した請負業者。

本ユーザー ID (User ID) : 本サービスを利用するために、各本ユーザーに割り当てられたセキュリティー上安全なログオン ID 及びパスワード。

視聴者 (Viewers) : 本顧客によって、本サービスを利用して作成されたコンテンツを視聴することを認められ、視聴することを可能とされているが、本ユーザーではない個人。

ウイルス (Virus) : (a) コンピューター・ソフトウェア、ハードウェア又はネットワークの動作、(b) (プログラム又はデータの全部又は一部の再編集、改変又は消去、いずれによるかを問わず) プログラムもしくはデータへのアクセス、又はこれらの動作もしくは信頼性、又は(c) ユーザーエクスペリエンスを、妨害し、損ない又は悪影響を与え得るあらゆるもの (ソフトウェア、コード、ファイル又はプログラムを含む)。これには、ワーム、トロイの木馬、ウイルス (viruses) 及びこれに類するその他のもの又は機器を含む。

V-cube : 本サービス及び/又は本専門サービスを日本国で再販する権限を QUMU から受けている株式会社ブイキューブ及びその子会社。

- 1.2 「視聴する」という場合には、聞くこと及び見ることが含まれ、「視聴された」及び「視聴」も同様に解釈されるものとする。
- 1.3 各条項の見出しは、本契約の解釈には影響しないものとする。
- 1.4 人という場合には、個人、法人又は人格のない団体 (個別の法人格の有無を問わない)、及びそれらの法人及び個人の代表者、承継人又は許可された譲受人を含む。
- 1.5 会社という場合には、設立された場所及び態様を問わず、あらゆる会社、企業又はその他の法人を含む。
- 1.6 制定法又は制定法の規定という場合には、現行の規定及びそのあらゆる修正又は延長された規定をいい、これに従属する法規制を含む。
- 1.7 書面又は書面によるという場合には電子メールを含む。必要とされる通知は、第 16.7 項にしたがって行われなくてはならない。

2. サービスの利用申込み

- 2.1 (i) 本料金の支払及び(ii) 本第 2 項及び本契約に規定する制限を条件として、QUMU 及び/又は V-cube は本顧客に対して、本利用期間中、本顧客の社内業務のために限り、本サービス及び本説明文書を利用するための非独占的で譲渡不可能な権利を許諾する。

2.2 本顧客は、以下の各事項を誓約する。

(a) 本ユーザーのみが動画コンテンツをアップロードする。

(b) 本サービス及び本説明文書にアクセスし、これを使用する権限を与える本ユーザーの人数は、本注文書において指定されている人数の上限を超えないものとする。

(c) 各本ユーザーは、本サービス及び本説明文書を使用するためのセキュリティ上安全な本ユーザーID の秘密を守り、少なくとも 90 日ごとにこれを変更する。

(d) 書面による最新の本ユーザーのリストを維持し、QUMU 及び/又は V-cube から書面にて要求された場合、当該リストを 5 営業日以内に提出する。

(e) 各本ユーザーの名前及び本ユーザーID を確認するため、(合理的な通知を行った場合、四半期に 1 度を限度として) QUMU 及び/又は V-cube が本サービスを監査することを許可する。

(f) かかる監査によって、本ユーザーID が本ユーザーのものでないことが判明した場合、QUMU 及び/又は V-cube によるその他の権利行使に基づく請求に従うほか、本顧客は速やかにかかる本ユーザーID を無効にし、かつ、当該個人に対し新しい本ユーザーID を発行しないものとする。

(g) かかる監査によって、本顧客が支払った本料金に不足があることが判明した場合、本顧客は、20 営業日以内に本契約に従い計算された上記支払不足額を V-cube に支払うものとする。

2.3 本顧客は、ウイルス又は以下のいずれかに該当するものへのアクセス、又はこれらの入手、保存、配布もしくは伝送をしてはならない。

(a) 違法、有害、脅迫的、中傷的、卑猥、権利侵害、嫌がらせ又は人種もしくは民族に対して攻撃的であるもの。

(b) 違法行為を助長するもの。

(c) 性的に露骨な画像を描いたもの。

(d) 違法な暴力を促がすもの。

(e) 人種、性別、皮膚の色、性的指向、障害又はその他の禁止される根拠に基づく差別であるもの。

(f) いずれかの人又は財産に対する損害又は被害を生じさせるもの。

また、QUMU 及び/又は V-cube は、独自の裁量にて、本顧客に責任を負うことなく、本項違反を構成するあらゆるものへの本顧客のアクセスを無効にし、これを削除する権利を留保する。

2.4 第 2.5 項を条件として、本顧客は、以下の各行為を行ってはならない。

(a) 強行法規により許可される場合を除く、以下の各行為。

(i) 本契約に基づき明示的に許可されていない限り、形態、媒体又は方法の如何を問わず、本サービス、本ソフトウェア及び/又は本説明文書 (適用ある場合) の全部又は一部のコピー、修正、複製、二次的著作物の作成、フレーム化、ミラーリング、再発行、ダウンロード、表示、伝送又は配布を行おうとすること。

(ii) 本ソフトウェアの全部又は一部の逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング又はその他の人間が認知可能な形式への変換を行おうとすること。

(b) 本サービス及び/又は本説明文書と競合する製品又はサービスを構築するために、本サービス、本ソフトウェア又は本説明文書の全部又は一部へのアクセス。

(c) 第三者にサービスを提供するために、本ソフトウェア、本サービス及び/又は本説明文書を使用すること。

(d) 第三者に対し、本ソフトウェア、本サービス及び/又は本説明文書のライセンス供与、販売、賃貸、リース、移転、譲渡、配布、表示、開示又はビジネス上の利用又はその他の提供を行うこと。

(e) 第 2 項が規定する場合を除いて、本ソフトウェア、本サービス及び/又は本説明文書へのアクセスを試み、又は第三者によるアクセスを支援することを試みることを。

2.5 第 2.3 項を条件として、本顧客は、視聴者によって視聴されるコンテンツを作成するために、本ソフトウェア、本サービス及び/又は本説明文書を使用することを許可されるものとし、本顧客はかかる視聴について料金を請求することができる。

2.6 本顧客は、本ソフトウェア、本サービス及び/又は本説明文書への不正アクセス又はこれらの不正使用を防止するため、あらゆる合理的努力を行うものとし、あらゆる不正アクセス又は使用について、遅滞なく QUMU 及び/又は V-cube に通知するものとする。

3. 追加の機能及び追加のインフラ要件

3.1 本顧客が、本注文書において指定されているレベルを超えるキャパシティを使用した場合、本顧客は、かかる使用について、追加の本料金を支払うものとする。

3.2 第 3.1 項にかかわらず、QUMU 及び/又は V-cube は追加のキャパシティを提供することを義務付けられない。

4. サービス

4.1 本利用期間中、本契約の条件にしたがって、QUMU 及び/又は V-cube は本サービス及び本説明文書を提供するものとする。

4.2 QUMU 及び/又は V-cube は、週に 7 日、1 日 24 時間、本サービスを利用できるようにするため、ビジネス上合理的な努力を行うものとする。

4.3 QUMU 及び/又は V-cube は、その時点で有効な本サポート・ポリシーにしたがって、本顧客に追加費用を請求することなく、本顧客に本メンテナンス及び本サポートを提供する。

4.4 標準的なセットアップ、本メンテナンス及び本サポートに追加して、QUMU 及び/又は V-cube によって提供される本専門サービスは、別途書面による契約にしたがって提供されるものとする。

4.5 QUMU 及び/又は V-cube は、独自の裁量にて、時宜に応じて、バックアップ・ポリシー及び本サポート・ポリシーを修正することができる。ただし、かかる変更によって、本顧客に著しい悪影響が生じさせてはならない。QUMU 及び/又は V-cube は、かかる変更を行う場合、事前に本顧客に通知するものとする。

5. 顧客データ

5.1 本顧客は、本顧客データについての全ての権利、権限及び権益を所有するものとし、その適法性、信頼性、完全性、正確性及び品質について単独で責任を負うものとする。

5.2 QUMU 及び/又は V-cube は、そのバックアップ・ポリシーに従うものとする。本顧客データに損失又は損害が生じた場合、本顧客の唯一かつ代替性のない救済手段は、QUMU 及び/又は V-cube が、そのバックアップ・ポリシーにしたがって保持しているかかる本顧客データの最新のバックアップから、かかる本顧客データを復元するために、ビジネス上合理的な努力を行うことに限られるものとする。QUMU 及び/又は V-cube は、第三者（QUMU 及び/又は V-cube が本顧客データの保持及びバックアップに関連するサービスを委託した第三者を除く）に起因する本顧客データのいかなる損失、破壊、改変又は開示についても責任を負わないものとする。

5.3 本顧客は、本サービスに関連して提供されるセキュリティレベルが本説明文書に明記されるとおりであり、本注文書において指定された本サービスの種類によって異なることを、確認及び同意する。QUMU 及び/又は V-cube は、本第 5 項に基づく自身の義務を遵守している限り、かかるセキュリティ又はその他の侵害について責任を負わないものとする。

5.4 本契約に基づき QUMU 及び/又は V-cube が本顧客のために個人データを処理する場合、両当事者は、本顧客がデータ管理者であり、QUMU 及び/又は V-cube がデータ処理者であるという各当事者の認識を記録した上で、以下の各事項を遵守するものとする。

(a) 本顧客が EEA（欧州経済地域）内に所在する場合、両当事者は、個人データを EEA 域外又は本顧客が所在する国の国外に移転又は保管してはならないこと。ただし、(i) 本サービスを通じて、本顧客が制作したコンテンツを本ユーザー及び視聴者が視聴することを可能にするため、(ii) QUMU が本契約に基づき自身のその他の義務を履行するために、合理的に必要な範囲で行う場合についてはこの限りでない。;

(b) 本顧客は、本顧客が QUMU 及び/又は V-cube に移転するあらゆる個人データが、本契約にしたがって、クライアントのために QUMU 及び/又は V-cube によって、適法に使用、処理及び移転することができることを保証する。

(c) 本顧客は、適用されるデータ保護法の規定にしたがって、全ての関連する第三者に対してかかる使用、処理及び移転についての通知を行っており、かかる第三者がこれに同意していることを保証する。

(d) QUMU 及び/又は V-cube は、本契約及び時宜に応じて本顧客によって与えられるあらゆる適法な指示にしたがってのみ、個人データを処理するものとし、V-cube の定める情報セキュリティ基本方針 (<https://jp.vcube.com/isms/security>) 及び個人情報保護方針 (<https://jp.vcube.com/privacy>) に則り、本サービス上の情報を管理・保護する。

(e) 各当事者は、個人データの不正もしくは違法な処理又はその偶発的な喪失、破損もしくは損害を防ぐため、適切な技術的及び組織的手段を講じるものとする。

6. 第三者である提供者

本顧客は、本サービスが、第三者のウェブサイトを通じて自身による、第三者のウェブサイト・コンテンツへのアクセス、第三者との交信、及び第三者からの製品及びサービスの購入を可能にし又はこれを支援する場合があること、また、本顧客が自己責任にてかかる行為を行うことを確認する。QUMU 及び/又は V-cube は、かかる第三者のウェブサイトのコンテンツもしくはその利用、又はかかる第三者のウェブサイトとの通信、又は第三者のウェブサイトを通じて、本顧客によって完了されたかかる第三者との取引もしくは締結されたかかる第三者との契約について、一切の表明又は約束を行わず、一切の責任又は義務を負わないものとする。第三者のウェブサイトを通じて締結され又は履行された契約及び取引は、本顧客と当該第三者との間の契約及び取引であり、本顧客と QUMU 及び/又は V-cube との契約及び取引ではなく、かかる契約及び取引には当該第三者の契約条件が適用される。QUMU 及び/又は V-cube は、本サービスを通じて利用される第三者のウェブサイト及びコンテンツについて、何らの保証も行わない。

7. QUMU 及び/又は V-cube の義務

- 7.1 QUMU 及び/又は V-cube は、本説明文書にしたがって、合理的な技量及び注意をもって、本サービスが適切に遂行されることを約束する。
- 7.2 第 7.1 項は、(i) QUMU 及び/又は V-cube の指示に反する方法での本サービスの利用、又は(ii)本顧客もしくは本ユーザー、又は本顧客が本サービスの利用を許可した他の人による本サービスの修正又は改変に起因する不適合については適用されない。本サービスが第 7.1 項に適合しない場合、QUMU 及び/又は V-cube は、自身の費用負担にて、遅滞なく当該不適合を是正するか、又は必要とされる性能を実現する代替手段を本顧客に提供するための、あらゆるビジネス上の合理的な努力を行うものとする。かかる是正又は代替手段は、第 7.1 項違反に対する、本顧客の唯一かつ代替性のない救済手段とする。また、前記にかかわらず、以下の各条件が適用されるものとする。
- (a) QUMU 及び/又は V-cube は、本顧客が本サービスを中断又は不具合なく利用できることを保証せず、また、本サービス、本説明文書及び/又は本サービスを通じて本顧客が取得するアウトプットもしくは情報が、本顧客の要件に適合することを保証しない。
- (b) QUMU 及び/又は V-cube は、インターネットを含む通信ネットワーク及び設備を通じたデータの移転を原因とする遅延、引渡不能又はその他のあらゆる損失もしくは損害については責任を負わず、本顧客は、本サービス及び本説明文書には、かかる通信設備の使用に固有の制約、遅延及びその他の問題があること確認する。
- 7.3 本契約は、QUMU 及び/又は V-cube が第三者と類似する契約を締結すること、又は本契約に基づき提供されるものと類似する文書、製品及び/又はサービスを独自に開発し、使用し、販売し又はそのライセンスを供与することを妨げるものではない。
- 7.4 QUMU 及び/又は V-cube は自身が本契約に基づく自身の義務を履行するために必要な全てのライセンス、同意及び許可を取得しており、これらを維持することを保証する。

8. 顧客の義務

本顧客は、以下の各行為を行うものとする。

- (a) QUMU 及び/又は V-cube が本サービスを提供するために必要とする全ての協力及び情報へのアクセスを QUMU 及び/又は V-cube に提供すること。これには、本顧客データ、セキュリティ・アクセス情報及びコンフィギュレーション・サービスが含まれる。
- (b) 本契約に基づく自身の活動に関して、全ての適用法規を遵守すること。これには、米国輸出管理規則、米国海外腐敗行為防止法及びこれらに類似するあらゆる適用規則の遵守が含まれる。
- (c) 本顧客データ、又は自身、その本ユーザーもしくは視聴者による本サービスの利用が、第 2.3 項に違反したり、いかなる適用法規によっても禁止されたりしないよう確保すること。
- (d) 本契約に規定されている他の全ての本顧客の責任を、迅速かつ効率的に履行すること。本顧客によるかかる責任の履行が遅れた場合、QUMU 及び/又は V-cube は、合理的な必要に応じて、既に合意されたスケジュール又は引渡予定を調整することができる。
- (e) 本ユーザーが本契約にしたがって本サービス及び本説明文書を使用できるよう確保し、本ユーザーによるあらゆる本契約の違反について責任を負うこと。
- (f) QUMU 及び/又は V-cube、その請負人及び代理人が、本サービスを含む本契約に基づく義務を履行するために必要とされる全てのライセンス、同意及び許可を取得及び維持すること。
- (g) 本顧客のネットワーク及びシステムについて、時宜に応じて QUMU 及び/又は V-cube から提供される関連する仕様に適合するよう確保すること。
- (h) QUMU 及び/又は V-cube のデータ・センターへのクライアントのネットワーク接続及び通信回線の確保及び維持、並びにかかるネットワーク接続、通信回線又はインターネットに起因又は関連する全ての問題、状態、遅延、引渡不能及び他の全ての損失又は損害について、クライアントが単独で責任を負うこと。

9. 料金及び支払

- 9.1 本顧客は、本契約及び第 9 項にしたがって、本料金を V-cube に支払うものとする。
- 9.2 本顧客は、本注文書において指定されている期日までに又は期日が指定されていない場合には請求日から 30 日以内に、V-cube の請求書に記載された本料金を支払うものとする。
- 9.3 V-cube が支払期日までに本料金の支払いを受けられない場合、QUMU 及び/又は V-cube は、他のあらゆる権利及び救済手段に加え、以下の各措置をとることができるものとする。
- (a) QUMU 及び/又は V-cube は、本顧客に対して責任を負うことなく、本顧客の本サービスのパスワード、アカウント及びアクセスを無効にすることができ、当該請求書の本料金の未払いが継続する間、本サービスを提供する義務を負わないものとする。
- (b) 支払日の到来後も支払いのない本料金については、判決の前後を問わず、QUMU 及び/又は V-cube の選択により、支払日の到来以降の期間について、1 ヶ月当たり未払金額の 1%相当額を遅延損害金として請求することができる。ただし、かかる遅延損害金の利率は、適用法規によって認められている最高率を上限とする。
- (c) 本顧客は、本顧客による本契約の履行に起因又は関連する QUMU 及び/又は V-cube が被り又は負担した全ての責任、費用、経費、損害及び損失（あらゆる直接的、間接的又は派生的損失、逸失利益、名声の喪失並びに全ての利子、罰金及び訴訟費用（完全補償ベースで計算する）、並びに他の全ての専門家費用及び経費を含むがこれらに限らない）を QUMU 及び/又は V-cube に補償するものとする。
- 9.4 本契約に規定又は引用されている全ての金額及び本料金については、以下の条件が適用されるものとする。
- (a) 本注文書において指定されている通貨にて、本支払期日に支払うものとする。
- (b) 第 13.5 項の条件に従い、取消又は払戻は不可とする。
- (c) 金額に税金を含まないものとし、税金は V-cube の請求書において適切な税率にて追加されるものとする。

10. 所有権

- 10.1 本顧客は、QUMU 及び/又はそのライセンサーが、本ソフトウェア、本サービス及び本説明文書についての全ての知的財産権を所有することを確認及び同意する。本契約に明示的な定めのあるものを除き、特許、著作権、データベース権、営業秘密、商号、商標（登録の有無を問わない）についての権利、又は本ソフトウェア、本サービスもしくは本説明文書に関するその他の権利もしくはライセンスについては、本契約に基づき本顧客に許諾されるものではない。
- 10.2 QUMU は、自身が、本契約に規定されている権利を許諾するために必要な本ソフトウェア、本サービス及び本説明文書に関する全ての権利を有していることを確認する。QUMU は本契約に基づき明示的に許諾されない全ての権利を留保する。

11. 機密保持

- 11.1 各当事者は、本契約に基づく自身の義務を履行するために、相手方当事者から機密情報へのアクセス権を与えられる場合がある。当事者の機密情報には、以下の各情報は含まれないものとする。
- (a) 受領当事者の行為又は不作為によらずして、公知であるか又は公知となった情報。
 - (b) 開示前から相手方当事者が適法に保有していた情報。
 - (c) 第三者によって、開示制限を課せられることなく、受領当事者に適法に開示される情報。
 - (d) 受領当事者によって独自に開発された情報で、当該情報が独自に開発されたことが書面による証拠によって証明できる情報。
 - (e) 法律、管轄権のある裁判所、又は規制当局もしくは行政当局によって、開示を義務付けられる情報。
- 11.2 各当事者は、相手方の機密情報を機密扱いとし、法律により義務付けられない限り、相手方の機密情報を第三者に提供し、又は本契約により認められる目的以外の目的で相手方の機密情報を使用してはならない。
- 11.3 各当事者は、相手方の機密情報が、自身の従業員又は代理人により、本契約に違反して、開示又は配布されないよう確保するため、あらゆる合理的な措置を講じるものとする。
- 11.4 いずれの当事者も、第三者による機密情報の喪失、破損、改変又は開示について、責任を負わないものとする。
- 11.5 本顧客は、本サービス、本専門サービス及び本サービスの性能試験の結果の詳細が、QUMU の機密情報であることを確認する。
- 11.6 QUMU 及び/又は V-cube は、本顧客データが、本顧客の機密情報であることを確認する。
- 11.7 本顧客は、マーケティング及びパブリシティを目的として、QUMU 及び/又は V-cube が以下の各行為を行う権利を有することに同意する。
- (a) 本顧客の名前及びロゴを使用すること。
 - (b) 本顧客が本サービスの購入者であるという事実について言及すること。
- ただし、QUMU 及び/又は V-cube は、本顧客のロゴの表示に関する本顧客の合理的な要件を遵守するものとする。
- 11.8 第 11 項は、本契約終了後も存続するものとする。

12. 損失補償

- 12.1 本顧客は、本顧客による第 2 項、第 8 項(c) 及び/又は第 11 項の義務違反に起因又は関連する第三者からの請求、法的措置、手続、損失、損害、経費及び費用（裁判費用及び合理的な弁護士報酬を含むがこれらに限らない）について、QUMU 及び/又は V-cube を防御し、QUMU 及び/又は V-cube に補償し、QUMU 及び/又は V-cube を免責するものとする。ただし、以下を条件とする。
- (a) 本顧客が遅滞なくかかる請求について通知されること。
 - (b) QUMU 及び/又は V-cube が、かかる請求の防御及び和解において、本顧客の費用負担にて、本顧客への合理的な協力を行うこと。
 - (c) 本顧客が、単独で、かかる請求を防御又は和解する権限を与えられること。
- 12.2 QUMU 及び/又は V-cube は、本サービス又は本説明文書が、本利用開始日において有効な特許、著作権、商標、データベース権又は機密保持に関する権利を侵害しているとのあらゆる第三者からの請求について、第 12.5 項にしたがって、本顧客、その役員、取締役及び従業員を防御し、かかる請求の判決又は和解において本顧客に対して裁定されたあらゆる金額を本顧客に補償するものとする。ただし、以下を条件とする。
- (a) QUMU 及び/又は V-cube が、かかる請求について遅滞なく通知されていること。
 - (b) 本顧客がかかる請求の防御及び和解において、QUMU 及び/又は V-cube の費用負担にて、QUMU 及び/又は V-cube への合理的な協力を行うこと。
 - (c) QUMU 及び/又は V-cube が、単独で、かかる請求を防御又は和解する権限を与えられること。
- 12.3 第 12.2 項に基づくあらゆる請求の防御又は和解において、QUMU 及び/又は V-cube は、本顧客が本サービスの利用を継続するための権利を取得するか、本サービスが権利を侵害しないものとなるように、本サービスを置き換え又は修正することができる。また、かかる改善策を合理的に利用できない場合には、2 営業日前に本顧客に通知することにより、約定損害賠償金又はその他の追加の費用を本顧客に支払う追加の責任又は義務を一切負うことなく、本契約を解除することができる。
- 12.4 いかなる場合も、QUMU 及び/又は V-cube、その従業員、代理人及び下請業者は、申し立てられている侵害が、以下に基づくものである場合は、本顧客に対して第 12.2 項に基づく責任を負わない。
- (a) 本顧客もしくは本ユーザー、又は本顧客が本サービスへのアクセスを許可した他の人による本サービス又は本説明文書の修正。
 - (b) QUMU 及び/又は V-cube からの指示に反する方法での本顧客による本サービス又は本説明文書の利用。
 - (c) QUMU 及び/又は V-cube、又はあらゆる適切な当局からの侵害があるとの申し立て又は実際の侵害発生についての通知後の本顧客による本サービス又は本説明文書の利用。

12.5 本 12.2 項ないし本 12.4 項は、特許、著作権、商標、データベース権又は機密保持に関する権利の侵害に対する本顧客の唯一かつ代替性のない権利及び救済手段、並びに QUMU 及び/又は V-cube (QUMU 及び/又は V-cube の従業員、代理人及び下請業者を含む)の全ての義務及び責任を規定している。

13. 責任の制限

13.1 第 12 項の規定に基づいて、第 13 項は、以下の各事由に関する、本顧客に対する QUMU 及び/又は V-cube の全ての経済的責任 (その従業員、代理人及び下請業者の行為又は不作為に対するあらゆる責任を含む)を規定するものである。

(a) 本契約の違反

(b) 本顧客により行われた本サービス及び本説明文書のあらゆる利用

(c) 本契約に起因又は関連するあらゆる保証、表明、又は不法行為を構成する作為もしくは不作為 (過失を含む)

13.2 本契約に明示的かつ具体的に規定されている場合を除き、

(a) 本サービス及び本説明文書の利用により得られた結果 (及び関連する結論)については、本顧客は単独で責任を負うものとする。QUMU 及び/又は V-cube は、本顧客から QUMU 及び/又は V-cube に提供された情報、指示もしくはスクリプトの誤りもしくは脱漏、又は本顧客の指示にしたがってなされた QUMU 及び/又は V-cube による行為を原因とするいかなる損害についても、一切責任を負わない。

(b) 制定法又はコモンローにより認められる全ての保証、表明、条件及びあらゆる種類のその他の全ての規定は、適用法により許容される限り最大限、本契約への適用を除外されるものとする。

13.3 本契約のいかなる内容も、(a)当事者の過失を原因とする死亡もしくは人身障害、又は(b)詐欺もしくは詐欺的不実表示についての当事者の責任を除外するものではない。

13.4 第 5 項、第 7.2 項、第 13.2 項及び第 13.3 項を条件として、本契約に起因する(a)逸失利益、(b)ビジネスの喪失、(c)暖簾の減損、(d)データもしくは情報の喪失もしくは破損、(e)純経済的損失、又は(f)特別、間接的もしくは派生的損失、費用、損害、負担又は経費及び/又はこれらに類する損失については、不法行為 (過失又は制定法上の義務を含む)、契約、不実表示、原状回復又はその他の法的根拠のいずれに基づくものであろうと、いずれの当事者も責任を負わない。

13.5 第 13.2 項及び第 13.3 項を条件として、本契約の履行又は企図される履行に関連して生じる契約、不法行為 (過失又は制定法上の義務を含む)、不実表示、原状回復又はその他の法的根拠に基づく各当事者の全責任は、請求が生じた日の直前 12 ヶ月間に支払われた本料金の総額を上限とする。ただし、本第 13.5 項は、本契約に基づき本料金を支払う本顧客の義務を減免するものではない。

14. 契約期間及び解除

14.1 本契約は、本利用開始日又は署名完了日のいずれか早い日に開始し、本契約期間の満了日の午前零時に終了するものとする。

14.2 以下のいずれかに該当する場合、各当事者は、他の権利又は救済手段に加え、書面にて相手方に通知することにより、相手方に対して責任を負うことなく、即時に本契約を解除することができる。

(a) 相手方当事者が、本契約の重大な違反を犯したときで、(当該違反が是正可能である場合には)当該違反を書面にて通知されてから 30 日以内にこれを是正しなかったとき。

(b) 相手側当事者について解散命令が発せられるか、相手側当事者の解散が決議されるか、又管轄権を有する裁判所が相手側当事者に関して解散命令を発することができる状況であるとき。

(c) 相手方当事者につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立て又は裁判所の発令があったとき。

(d) 相手方当事者につき、支払停止、支払不能、債務超過、手形もしくは小切手の不渡りが発生したとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(e) 相手方当事者につき、私的整理ガイドラインの申出、事業再生 ADR の利用申請、地域経済活性化支援機構もしくは中小企業再生支援協議会に対する支援申込み等の私的整理の申立てがあったとき。

(f) 相手側当事者が事業を停止し、又は停止するおそれがあるとき。

(g) 相手側当事者が、債務を原因として、管轄区域を問わず、上記の各行為と類似し又は同様の措置を講じ、又は講じられたとき。

(h) 仮差押、仮処分、差押えその他の強制執行、又は競売申立等の担保権の実行の申立てがあったとき。

(i) 租税公課につき保全処分又は滞納処分のあったとき。

(j) 監督官庁により事業停止処分又は事業免許もしくは事業登録の取消処分を受けたとき。

(k) 事業の全部又は重要な一部の譲渡、会社分割、合併、株式交換、株式移転、支配株主もしくは過半数持分を有する持分権者の異動、組織変更、その他会社の組織又は事業に重大な影響を及ぼす行為を行い、その結果、本契約の履行に支障が生じたとき。

(l) 相手方当事者が、他の契約当事者又はその製品もしくはサービスの社会的評価、ブランドイメージ又は信用を著しく毀損する行為を行ったとき。

(m) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はこれらの関係者、その他の反社会的勢力であることが判明したとき、又はこれらの者が株主となったとき。

(n) 自ら又は第三者をして、相手方に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞等を用いたとき

(o) その他、相手方との間で本契約を継続し難い事由が生じたとき。

14.3 各当事者は、前項のいずれかに該当する場合は、相手方に対する本契約に基づく全ての金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにかかる全債務を相手方に弁済するものとする。

14.4 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合は、以下の各措置を講じるものとする。

(a) 本契約に基づき許諾された全てのライセンスは、直ちに終了する。

(b) 各当事者は、相手方に属するあらゆる機器、財産、本説明文書及びその他の物（その全てのコピーを含む）を返却し、以後使用しないものとする。

(c) 本顧客は、本契約の終了までに、本顧客データをダウンロードする義務を負うものとする。

(d) QUMU 及び/又は V-cube が、本契約の終了日から 10 日以内に、その時点で最新の本顧客データのバックアップの引渡を求める書面による要求を本顧客から受領しない限り、QUMU 及び/又は V-cube は、自身が保有する本顧客データを破棄又は処分するものとする。QUMU 及び/又は V-cube は、本顧客からの書面による上記要求を受領した場合、同受領後 30 日以内に本顧客に上記バックアップを引き渡すためのビジネス上合理的な努力を行うものとする。ただし、本顧客が全ての料金及び請求（本契約の終了時点で支払日が到来しているか否かを問わない）を支払っていることを条件とする。QUMU 及び/又は V-cube は、かかるバックアップを抽出し、引き渡すための料金として、その時点での本専門サービスの料金に基づき計算した金額を、本顧客に対して請求する権利を有するものとする。本顧客は、本顧客データの返却又は処分にあって QUMU 及び/又は V-cube が第三者に支払った全ての合理的費用金額を V-cube に支払うものとする。

(e) 本契約の終了後も存続することが明示的又は黙示的に規定される権利は、本契約終了後も存続するものとする。

15. 不可抗力

いずれの当事者も、ストライキ、ロックアウトもしくはその他の労働争議（当該当事者の従業員に関わるものか、他の人に関わるものかを問わない）、公益事業、輸送もしくは通信網の不能、天災、戦争、暴動、市民暴動、悪意による損害、法律、政府の命令、規則、規制もしくは指令の遵守、事故、工場もしくは機械の故障、火事、洪水、嵐、又は納入業者もしくは下請業者の不履行もしくは履行遅延を含むがこれらに限らず、各当事者が合理的に制御し得ない行為又は事由によって、その義務の履行を妨げられ、もしくは履行が遅延し、又は事業の遂行を妨げられた場合には、当該当事者は、相手方当事者に対し、当該事由につき一切責任を負わない。ただし、当該当事者は、相手方当事者に対し、当該事由の発生及び予測される当該事由の継続期間を通知するものとする。

16. 一般

16.1 別段の定めがない限り、本契約により生じる各権利は、重複的に行使可能であり、法律に規定されている権利を除外するものではない。かかる権利は、書面によってのみ放棄することができる。

16.2 いずれかの規定（又は規定の一部）が、管轄権のある裁判所又は行政機関によって無効、執行不能又は違法と判断された場合、両当事者のビジネス上の意思が実現されるように、当該規定は削除され、残りの規定は有効に存続するものとする。

16.3 本契約及び本契約において引用されているあらゆる文書は、両当事者間の全ての合意を構成し、これらの対象事項に関して、事前に行われたあらゆる取り決め、了解又は合意に優先しかつこれらに代わるものである。

16.4 各当事者は、本契約に明示的に規定されているものを除き、本契約の対象事項に関するいかなる人の取り決め、誓約、表明、保証又は理解にも依拠していないことを確認及び同意する。

16.5 いずれの当事者も、相手方から事前に書面による同意を得ることなく、本契約に基づく自身の権利又は義務を譲渡、移転又は委譲してはならない。上記にかかわらず、QUMU 及び/又は V-cube は、制限なく、また本顧客の同意を得ることなく、QUMU 及び/又は V-cube のグループ内の他の企業に対し、本契約に基づく権利及び義務を譲渡することができる。

16.6 本契約のいかなる内容も、両当事者間においてパートナーシップ、雇用又は代理関係を成立させるものと解釈されてはならない。各当事者は、独立した契約当事者としての地位を維持するものとする。本顧客が英国内に所在する場合、1999 年契約（第三者の権利）法にしたがって、本契約は、いかなる人（本契約の当事者、その承継人及び許可された譲受人を除く）にも、いかなる権利も与えるものではない。

16.7 本契約に基づき義務付けられている各当事者による正式な通知は、書面にて行うものとし、両当事者間での別途の書面での合意がない限り、(i) 手渡し、(ii) 郵送料前払の郵便もしくは配達記録郵便、(iii) 電子メールにて、相手方当事者に対し、本注文書に記載された住所/メールアドレス又はその目的のために当該当事者によって通知されたその他の送付先宛に、交付又は送付されるものとする。

16.8 前項の通知は、(i) 手渡しによる場合には相手方に交付された時点で（又は営業時間後に渡された場合には、翌営業日に）、(ii) 郵送の場合には相手方に受領されたことが文書に記録されている日に、また (iii) 電子メールの場合には受信時に、それぞれ交付又は送付されたものとみなされる。

16.9 本契約、本契約に起因又は関連するあらゆる紛争又は請求、本契約の対象事項、又は本契約の成立は、抵触法の原則にかかわらず、日本法に準拠し、同法にしたがって解釈されるものとする。両当事者は、陪審裁判を受ける権利を放棄する。本契約に起因して訴訟が生じた場合、各当事者は、自身の訴訟費用及び経費を負担するものとする。

16.10 両当事者は、将来にわたって取り消すことなく、本契約又はその対象事項もしくは成立に起因又は関連するあらゆる紛争又は請求（契約上のものでない紛争又は請求を含む）を解決するため、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意する。国連国際物品売買条約は、本契約、その締結、交付又は履行に適用されない。

16.11 本顧客は、V-cube に対し、以下のいずれかの事由に該当する場合は、遅滞なく書面にて通知するものとする。

(a) 商号、代表者、本店又は支店の住所、連絡先、使用印鑑、その他本契約の履行に影響を与える事項に変更が生じるとき

(b) 事業の全部又は重要な一部の譲渡、会社分割、合併、株式交換、株式移転、支配株主もしくは持分権者の異動、組織変更、その他会社の組織又は事業に重大な影響を及ぼす行為を行うとき

(c) 第 14.2 項に規定するいずれかの事由が生じ又は生じるおそれがあるとき

16.12 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、両当事者間で誠実に協議を行い、解決を図るものとする。

以上